

BELS評価業務申請要領 (一戸建ての住宅 及び 共同住宅等)

ハウスプラス住宅保証株式会社

申請対象範囲

☒ 住宅（一戸建ての住宅及び共同住宅等）は本申請要領によります。

申請対象範囲（住宅部分）

	申請の対象とする範囲	申請対象（評価対象）
一戸建ての住宅		建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別紙の表の用途の区分における「一戸建ての住宅」
共同住宅等	店舗併用住宅の住戸	建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別紙の表の用途の区分における「住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの（以下、「店舗等併用住宅」という。）」における単位住戸
	住棟	住宅部分のみで構成された共同住宅、長屋、下宿又は寄宿舍（以下、「共同住宅等」という。）
	住戸	共同住宅等における単位住戸（下宿、寄宿舍を除く。）
複合建築物	住戸	住宅及び非住宅で構成された建築物（以下、「複合建築物」という。）における 単位住戸（店舗等併用住宅における単位住戸を除く）
	住宅部分	複合建築物の住宅部分全体（複合建築物（店舗等併用住宅を含む。）で単位住戸が1つの場合を除く。）

※ 住宅における最小評価単位は「一戸建ての住宅」または「住戸（単位住戸）」となり、これらの一部分だけを評価することはできません。（例：増築部分 や、建築基準法において「一戸建ての住宅（08010）」となっているものの離れの部分のみを評価することはできません。）

評価（計算）対象について

	外皮性能	一次エネルギー消費量
一戸建ての住宅	建築物全体	建築物全体
住戸 （店舗併用住宅）	住戸部分	住戸部分
住戸 （共同住宅等 または 複合建築物）	住戸部分	住戸部分
住棟	各住戸※1	各住戸の合算 または 各住戸の合算+共用部※1,※2

※1 住戸ごとに計算する必要があります。

なお、評価書の表示については、外皮性能は、全住戸の計算結果のうち最も悪い値が、一次エネルギー消費量は、各住戸の計算結果を合算した値（共用部を評価対象とする場合は共用部含む）が表示されます。

一次エネルギー消費量の各住戸の合算の値は設計内容説明書（別紙）等の提出により評価します。

※2 ZEH-M等の表示を希望する場合は、共用部を評価する必要があります。（共用部が存する場合に限る）

申請方法について

- ☑ ポータル申請（電子申請）は一戸建ての住宅、店舗等併用住宅、長屋に限り 利用可能です。
- ☑ ポータル申請について、一戸建ての住宅と共同住宅等(店舗併用住宅、長屋) の場合で サービス選択が異なりますご注意ください。（ページ下部参照）

申請の対象とする範囲ごとの申請方法について

申請の対象とする範囲		ポータル申請	紙申請
一戸建ての住宅		◎	（原則ポータル申請）
共同住宅等	店舗等併用住宅の住戸	△※1	（原則ポータル申請）
	住棟	△※1	○
	住戸	△※1	○
複合建築物の住戸		×	○
複合建築物の部分（住宅部分全体）		×	○

※1 長屋の場合は原則ポータル申請が必要です。

サービス選択（ポータル申請）について



一戸建ての住宅の場合は
『BELSサービス』を選択します。

共同住宅等(店舗併用住宅、長屋) の場合は
『ファイルサービス』を選択し、
その後のプルダウンで『共同BELS』を選択します。

評価フローについて

ポータル申請

- ☑ ポータル申請は、以下のフローによります。
- ☑ 店舗併用住宅及び長屋については、共同住宅等として申請が必要です。

申請受付～BELS評価書発行までの期間（目安）

一戸建ての住宅

約3～4週間

店舗併用住宅・長屋

4週間～

依頼者様

ハウスプラス

提出図書準備

・必要な図書については「評価提出図書」ページを参照ください。

入力・アップロード

・必要情報の入力
・必要図書のアップロード

申請（申請ボタン押下）

ステータス「申請中」

引受承諾書

アップロード

請求書

郵送

申請受付

審査開始

審査

質疑事項

なし

質疑対応

質疑書

アップロード

質疑書アップロード

あり

訂正アップロード

回答書

訂正書類

アップロード

質疑事項

なし

※質疑回答までの間、審査は中断しますので回答はお早めをお願いします。
また、回答内容は改めて審査を行います、その際に再度質疑が生じる場合もございますので予めご了承ください。

審査完了

ステータス「交付済」

BELS評価書

ラベル・シール等

副本※

※アップロードされているPDF紙面に【審査済】が押印されます。副本としてご利用ください。

アップロード

評価書等発行

評価書は、入金確認後に発行されます。予めご了承ください。

郵送

プレート等発行

プレート等（別途料金）を希望される場合は、評価完了後、2～3週間後に発送されます。

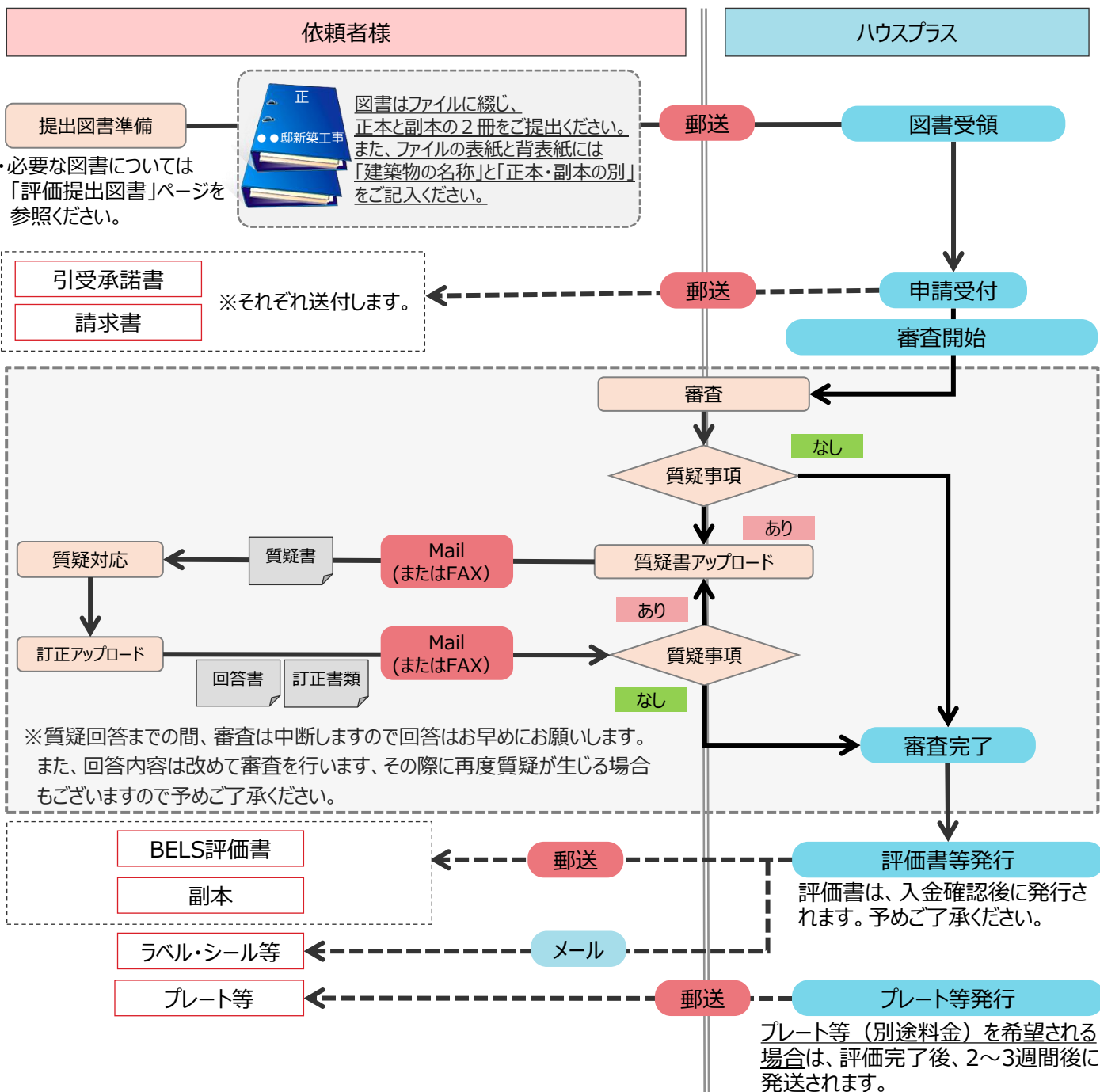
プレート等

評価フローについて

紙申請

- ☑ 紙申請は、以下のフローによります。
- ☑ 店舗併用住宅及び長屋については、共同住宅等として申請が必要です。

申請受付～ BELS評価書発行までの期間（目安）	一戸建ての住宅	約3～4週間
	店舗併用住宅・長屋	4週間～



「申請図書送付先」

〒105-0022 東京都港区海岸1-11-1 ニューピア竹芝ノースタワー18 階
 ハウスプラス住宅保証株式会社 「BELS評価サービス」宛て
 TEL:03-4531-7200 FAX:03-4531-7201

評価用提出図書

- ☒ 申請対象範囲ごとの提出図書は下記の通りです。
- ☒ **ハウスプラスに他のサービスを申請している場合は**、下表太枠部の提出を省略できます。
- ※活用するサービスで下表太線部の図書が提出されていない場合は提出が必要です。
- ※共同住宅等で活用するサービスが紙申請の場合は、「審査済印」が押印された図書の提出が必要です。

必須

申請対象範囲 提出図書		一戸建ての 住宅	共同住宅等・複合建築物				
			店舗併用 住宅	住棟	住戸	住棟 及び 住戸	複合建築物 の住宅部分
BELS評価サービス申込書		必須 (一戸建ての住宅でポータル申請の場合はWEB上で入力できます。)					
評価申請書	第一面 ～ 第三面	必須 (一戸建ての住宅でポータル申請の場合はWEB上で入力できます。)					
	第四面	必須 (一戸建ての住宅でポータル申請 の場合はWEB入力)	－	－	－	－	
	第五面	－	－	必須	必須	－	
	第六面	－	必須	－	必須	必須	
設計内容説明書		必須*1					
設計内容説明書（別紙）		－	－	必須*2	必須*2*3	必須*2	必須*2
添付図書 (以下説明は、本要領内特記)		表 (別表1・別表2)		表*3*4 (別表1～別 表3)	表 (別表1・別 表2)	表*3*4 (別表1～別表3)	
標準入力法 エネルギー消費性能計算 プログラム計算書		－	－	住宅共用部*5	－	住宅共用部*5	住宅共用部*5
外皮計算書 (仕様基準を用いる場合を除く)		必須					
一次エネルギー消費量計算書 (仕様基準を用いる場合を除く)		必須					
上記計算書の算定根拠資料		必須					
ZEH等計算シート (ZEHマーク等の表示を希望する場合)		必須		－			
BELSに係る評価物件 掲載承諾書		必須					
BELSプレート等申込書		オプションでBELSプレート等の交付を希望する場合					
その他必要な図書		適宜					
委任状		適宜					

- *1 ハウスプラスに申請済の他サービスを活用する場合で、活用元の設計内容説明書に必要事項が全て記載されている場合は提出を省略できます。
- *2 任意の集計表によることも可能。(必要事項が全て表示されている場合に限る)
- *3 評価対象住戸が1の場合は、ZEH等計算シートによることも可能。
- *4 住宅共用部を評価対象とする場合は、別表3の提出が必要です。
- *5 住宅共用部を評価対象とする場合に限りです。

申請添付図書（別表1・別表2）

別表1

建築物の構造等に関する書類

図書の種類	明示すべき事項（注意点）
付近見取り図	・方位、道路及び目標となる地物
配置図	・縮尺及び方位 ・敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物の別
仕様書（仕上げ表を含む）	・部材の種別及び寸法 ・評価を行う設備の種別及び内容
各階平面図	・縮尺及び方位 ・間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ ・壁の位置及び種類 ・開口部の位置及び構造 ・評価を行う設備の位置
床面積求積図	・床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
用途別床面積表	・用途別の床面積
立面図	・縮尺 ・外壁及び屋根の構造 ・評価を行う設備の位置
断面図又は矩計図	・縮尺 ・建築物の高さ ・外壁及び屋根の構造 ・軒の高さ並びに軒及びひさしの出 ・小屋裏の構造 ・各階の天井の高さ及び構造 ・床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造
各部詳細図	・縮尺 ・外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種別及び寸法
各種計算書	・BELS評価に係るその他の計算を要する場合における当該計算の内容 ・共同住宅の住棟の申込みの場合：算定用入力シート（建築物用）等

※他の図書に必須事項を記載できる場合は他の図書に代えることができます。

別表2

建築物のエネルギー消費性能に関する図書（一戸建ての住宅、建築物に住戸が含まれる場合）

図書の種類	明示すべき事項
機器表	
空気調和設備	・空気調和設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
空気調和設備以外の機械換気設備	・空気調和設備以外の機械換気設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
照明設備	・照明設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
給湯設備	・給湯器の種別、仕様、数及び制御方法 ・太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、仕様、数及び制御方法 ・節湯器具の種別、位置及び数
上記設備以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備	・上記設備以外の設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法（太陽光発電、コジェネレーション設備など）

※一次エネルギー消費量の計算において評価している設備部分の図書を提出してください。

※他の図書に必須事項を記載できる場合は他の図書に代えることができます。

申請添付図書（別表3）

別表3

建築物のエネルギー消費性能に関する図書（共同住宅等・複合建築物の住宅部分 共用部）※

図書の種類		明示すべき事項
機器表	空気調和設備	・熱源機、ポンプ、空気調和設備その他の機器の種別、仕様及び数
	空気調和設備以外の機械換気設備	・給気機、排気機その他これらに類する設備の種別、仕様及び数
	照明設備	・照明設備の種別、仕様及び数
	給湯設備	・給湯器の種別、仕様及び数 ・太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、仕様及び数 ・節湯器具の種別及び数
	上記設備以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備	・上記設備以外の設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
仕様書	昇降機	・昇降機の種別、数、積載量、定格速度及び速度制御方法
系統図	空気調和設備	・空気調和設備の位置及び連結先
	空気調和設備以外の機械換気設備	・空気調和設備以外の機械換気設備の位置及び連結先
	給湯設備	・給湯設備の位置及び連結先
	上記設備以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備	・上記設備以外の設備の位置及び連結先
各階平面図	空気調和設備	・縮尺 ・空気調和設備の有効範囲 ・熱源機、ポンプ、空気調和器その他の機器の位置
	空気調和設備以外の機械換気設備	・縮尺 ・給気機、排気機その他のこれらに類する設備の位置
	照明設備	・縮尺 ・照明設備の位置
	給湯設備	・縮尺 ・給湯設備の位置 ・配管に講じた保温のための措置 ・節湯器具の位置
	昇降機	・縮尺 ・位置
	上記設備以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備	・縮尺 ・位置
制御図	空気調和設備	・空気調和設備の制御方法
	空気調和設備以外の機械換気設備	・空気調和設備以外の機械換気設備の制御方法
	照明設備	・照明設備の制御方法
	給湯設備	・給湯設備の制御方法
	上記設備以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備	・建築設備の制御方法

※ 共用部が存する場合でも共用部を評価対象としない場合は提出は必要ありません。

※ 他の図書に必須事項を記載できる場合は他の図書に代えることができます。

他サービスの評価活用を行う場合の注意点（重要）

- ☑ 評価の活用を行う場合は、事前申告が必要です。（申込書にてご申告ください。）
- ☑ なお、活用元のおサービスから変更が生じている場合は、評価の活用はご利用いただけませんので、予めご了承ください。

紙申請の場合

住宅版BELS

建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）評価業務
サービス申込書

申込日（西暦） 20 年 月 日

申請の種類	☐ 新規評価申請（2024年4月 新評価書） ☐ 変更評価申請（2024年4月 新評価書） ☐ 再発行		
BELSプレート等（オプション）	☐ 希望しない ☐ 希望する ※追加料金が必要となります（希望する場合は、別添のBELSプレート等申込書も併せてご提出ください。）		
建築物の概要	名称		受付番号（変更または追加発行の場合のみ記載）
	都道府県	都道府県以降	
申請対象範囲	申請対象	希望する評価書種別	紙評価書交付の希望
	☐ 一戸建ての住宅	☐ 一戸建ての住宅	（紙評価書を交付します。）
	☐ 住戸（店舗等併用住宅の住戸部分）	☐ 店舗等併用住宅の住戸部分	☐ 紙評価書の交付を希望する※
	☐ 共同住宅等（長屋タイプ 以外）	☐ 住棟のみ ☐ 住戸のみ ☐ 住棟+住戸	（紙評価書を交付します。）
	☐ 共同住宅等（木造長屋タイプ）	☐ 住棟のみ ☐ 住戸のみ ☐ 住棟+住戸	☐ 紙評価書の交付を希望する※
	☐ 複合建築物 住戸のみ	☐ 住戸のみ	（紙評価書を交付します。）
	☐ 複合建築物 住宅部分全体	☐ 住宅部分全体のみ ☐ 住宅部分全体+住戸	（紙評価書を交付します。）
	※ 一戸建ての住宅、住戸（店舗等併用住宅の住戸部分）、共同住宅等（長屋タイプ）で電子申請する場合、 評価書は電子交付となります。 紙評価書の交付を希望する場合は、有償（1,500円/1申請につき（税抜））で紙評価書の交付が可能です。		
住戸数	建築物全体	評価申請対象住戸	
他の評価活用	ハウスプラスの他サービスの評価を活用する ☐ 外皮基準・一次エネルギー消費量基準を活用		
	活用サービス名		

● 申込担当者・質疑送付先の記入をお願いします

申込担当者 BELS評価業務約款に基づく【引受承諾書】を送付した

申込書の「他の評価活用」で、
外皮基準・一次エネルギー消費量基準を活用を選択し、
活用サービス名の選択をお願いします。

ポータル申請の場合（一戸建ての住宅）

サポートセンター			
申請対象範囲	● 一戸建ての住宅		
他の評価活用	ハウスプラスの他サービスの評価を活用する	☐ 外皮基準のみ活用	☐ 外皮基準・一次エネルギー消費量基準を活用
	活用サービス名	※「外皮基準のみ活用」の場合は、活用料金（料金の減額）の適用はありません。	
「ZEHRーク」	その他		

申込情報の「他の評価活用」で、
評価活用したい基準を選択し、
活用サービス名の選択をお願いします。

必要な評価用提出図書 (参考資料)

BELSに係る評価物件掲載承諾書（第一面）

- ☒ BELS評価を受けた場合、申請書またはBELS評価書に記載されている内容が、一般社団法人住宅性能評価・表示協会のBELS事例紹介ページに公開されます。そのため、BELS評価申請の際に、評価結果等の公表について承諾していただく必要があります。
※個人情報が特定できる情報については「非公開」を選択することができます。

（別記様式第27号）

BELSに係る評価物件 掲載承諾書

（第一面）

「公開」と記載されている項目は
一般社団法人
住宅性能評価・表示協会の
BELS事例紹介ページに
掲載されることになります

年 月 日

保証株式会社 殿

申請者（代表者）の住所又は
主たる事務所の所在地

申請者（代表者）の氏名又は名称

私は、ハウスプラス住宅保証株式会社により、BELSに係る評価を受けた下記物件について、一般社団法人住宅性能評価・表示協会（以下「評価協会」という。）の定めるBELS評価業務方法書に従い、ハウスプラス住宅保証株式会社及び評価協会に対し、評価結果等の公表について、下記のとおり承諾します。

建築物の名称

記

ホームページ等への 公開・非公開の選択	項目	内容
公開	評価年月日	評価書発行年月日
公開	建築物の所在地及び地域区分	申請書第三面（都道府県のみ）
公開	建築物の階数、構造	申請書第三面
公開	延べ面積	申請書第三面 ※掲載される延べ面積は、一定の範囲に区切って表示します。なお、申請情報の延べ面積を国土交通省等へ提供する場合があります。
公開	申請対象部分の用途	申請書第四面ほか
公開	採用した評価手法	申請書第四面ほか
公開	再生可能エネルギー利用設備 設置の有無 及び設置した設備の種類	申請書第四面ほか
公開	BEIの値（再エネなし）	評価書に表示された値、申請書第四面ほか
公開	BEIの値（再エネあり_自家消費分）	評価書に表示された値、申請書第四面ほか
公開	BEIの値（再エネあり_売電分含む）	評価書に表示された値、申請書第四面ほか
公開	一次エネルギー消費量（設計値・基準値）	評価書に表示された一次エネルギー消費量（設計値・基準値）
公開	各種判定結果の表示	評価書に表示された判定結果（ZEB・ZEH水準、断熱性能、一次エネルギー消費性能、総合判定）
公開	削減率	評価書に表示されたエネルギー消費量の削減率
公開	「ZEBマーク」、「ZEHマーク」又は「ZEH-Mマーク」に関する表示等	申請書第四面・参考情報ほか
公開	参考情報の有無	申請書第四面ほか
公開	目安光熱費の表示	評価書に表示された目安光熱費 申請時に目安光熱費の表示を希望されなかった場合は「なし」と表示されます。
公開	二次エネルギー消費量に関する項目	評価書に表示された二次エネルギー消費量

（第2面に公開・非公開の選択をいただく項目があります）

14-2024 HP住-431-13（Ver.202401）

（第二面）については公開・非公開を
選択できる事項があります

BELSに係る評価物件掲載承諾書（第二面）

「公開」又は「非公開」と選択になっている項目
または、アピールポイント等は、
公開したい場合に「公開」をチェック
公開したくない場合は「非公開」にチェックを
してください

BELS事例紹介ページにて、
当該物件のアピールポイントを表示したい場合は
公開にチェックを入れ、
200文字以内にアピールポイント
をご記入お願いいたします

(第二面)

☐ 公開 ☐ 非公開	建築物の名称	申請書第三面ほか
☐ 公開 (申請書記載全て) ☐ 公開(氏名のみ) ☐ 公開(名称) ※名称の場合は公開する 名称を右記欄に記載	申請者名	申請書第二面 ・申請書の第二面【氏名又は名称】の記載から 公開したい内容を選ぶことができます。なお申 請書に記載された内容以外は選択できません。 (複数の場合は、代表となる一つが抽出されます) ※公開する名称
☐ 非公開 ☐ 公開 (申請書記載全て) ☐ 公開(氏名のみ) ☐ 公開(名称) ※名称の場合は公開する 名称を右記欄に記載	設計者名	申請書第二面 ・申請書の第二面【氏名又は名称】の記載から 公開したい内容を選ぶことができます。なお申 請書に記載された内容以外は選択できません。 (複数の場合は、代表となる一つが抽出されます) ※公開する名称
☐ 非公開 ☐ 公開 ※チェックがない場合は 非公開となります	アピールポイント	*アピールポイント記入欄に、 200文字以内でご記入ください。
*アピールポイント記入欄 (非公開の場合は記入不要)		

1.公表の内容と公表先について

・(評価機関)及び評価協会は、本承諾書において「公開」と記載されている項目又は「公開」を選択した項目について、「内容」欄に記載された情報に基づき、両機関が発行・作成するホームページや機関誌等において当該評価物件の情報を掲載します。

2.記入上の注意

- ・上記全ての欄に記入の上、提出してください。
- ・「ホームページ等への公開・非公開の選択」の欄に「公開」と記載された項目は、個人や個別の建築物が特定されない情報により公開必須になっている項目です。
- ・「ホームページ等への公開・非公開の選択」の欄に□の表示がある項目については、該当するものに■または☑でチェックしてください。

3.評価協会ホームページ掲載のための注意事項

BELS事例紹介ページでは、BELSに係る評価申請書の第二面に記載された申請者・設計者・工事(いう。)の氏名又は名称部分を自動的に抽出し、評価書の取得した件数等を掲載しております。その抽出できるよう、申請者等の氏名又は名称は以下の項目に注意して記載してください。正しく抽出され等においても異なる申請者等として分類されます。

(正しく抽出されない例)

- ・略称の混在 (株・(株)は「株式会社」に統一など分類すれば正しく抽出されます)
- ・全角・半角の使い方
- ・同一名称の異なる事業者名(一字一句同一なもの)は同じものとして集計されます。(回避するために、代表者の氏名まで公開情報とするなど対策をしてください。)

評価物件掲載承諾書に関する
連絡先について
必ず記載をお願いいたします

(本件に係わる連絡先)

会社名:

部署名・役職名:

氏名:

電話:

FAX:

Email: